

税務Q&A



給与所得控除・公的年金等控除 から基礎控除へ

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 森田 千波
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



平成30年度税制改正で、個人の所得課税の見直しがあったと聞きましたが、いつからどのように変わるのでしょうか？



働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、平成30年度の税制改正では、給与所得控除・公的年金等控除の見直しをし、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替を行います。

この改正は平成32年分（2020年分）以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得控除

- 課税の対象となる給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出しますが、この給与所得控除額を一律10万円引き下げます。
- 給与収入が850万円を超える場合には控除の上限額を195万円に引き下げます（改正前は、給与収入が1,000万円を超える場合に220万円）。ただし、23歳未満の扶養親族を有する者、特別障害者、特別障害者である扶養親族を有する者は、改正前と比べて負担増が無いよう、上限額が210万円になるように調整があります。
- 下記3の基礎控除額が10万円引上げられるため、給与等の収入金額が850万円以下である場合は、負担が増えることはありません。

2. 公的年金等控除

- 課税の対象となる公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出しますが、この公的年金等控除額を一律10万円引き下げます。

ただし、公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には20万円、2,000万円を

超える場合には30万円引き下げます。

- 年金所得に対しては、これまで控除の上限額がありませんでしたが、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額と公的年金等の収入金額に応じて、段階的に上限額が設けられ、その額は175万5,000円から195万5,000円となります。
- 下記3の基礎控除額が10万円引上げられるため、公的年金等の収入金額が1,000万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合は、負担が増えることはありません。

3. 基礎控除

- 所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の一つである基礎控除を一律10万円引上げます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合には、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除はありません。

4. 個人住民税（平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。）

- 個人住民税の基礎控除額を一律10万円引上げます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える場合には、所得税と同じく、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除はありません。

個人の合計所得金額	所得税の控除額	住民税の控除額
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円